

第3回岡山県各種商品小売業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和5年10月11日（水） 午前10時～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号

岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室D

3 出席者

公 益 委 員 : 3人

労働者側委員 : 3人

使用者側委員 : 3人

4 審議事項

(1) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

(1) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

前回に引き続き、岡山県各種商品小売業最低賃金改正決定の必要性の有無について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

① 労側提出の資料に沿って説明。

これまで特定最賃の優位性は保たれてきた。現在、地域別最低賃金に22円埋没しているが、各種商品小売業は、流通業の先駆者でなければならぬと思う。他業種に負けない産業づくりを考えている。

② 物価が高騰しており、来年以降もどの程度、物価上昇があるのか不透明な経済状況にあることから、最低限の生活を確保できる賃金が必要である。

【使用者側の意見要旨】

① 各種商品小売業の特賃は、現状、地域別最低賃金に埋没しているが、中長期的に見た場合、地域別最低賃金の引上げ水準が落ち着いてくると、改めて特賃の必要性を審議することも十分ありうる。

② 地域別最低賃金が、毎年かなりの勢いで引上げされる昨今の状況からすると、特賃の役割は、終わっているのではないかと考える。

(2) 労使協議について

労使双方から意見が述べられた後、労使協議の意向が示され、労使協議が行われた。

労使協議の結果、改正決定について必要性ありで労使合意した。

(3) 全会一致により必要性ありの結論に達したことが決議され、報告書を作成した。

(4) 全会一致による決議のため、最低賃金審議会令第6条第5項適用により、岡山労働局長へ答申された。

6 配布資料

- ・ 特定最低賃金の必要性について（労側意見要旨）
- ・ 岡山県各種商品小売業最低賃金の改正決定に関する報告書（案）
- ・ 岡山県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性について（答申）（案）